

誰もが、ある日突然、犯罪被害を受ける可能性があります。
犯罪被害を受けることで、今までの生活は一変してしまいます。
犯罪被害者等は、身体への傷害、心身の不調や経済的損失を被り、
生活が困難になるだけでなく、いわれのない誹謗中傷等により、
精神的な苦痛に悩まされる場合もあります。

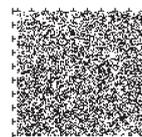


世田谷区犯罪被害者等支援等基金

犯罪被害を受けた方々ができる限り速やかに
安全で安心できる生活を送ることができるよう、
寄り添った支援を持続的に行うとともに、犯罪被害を受けた方々の尊厳を尊重し、
優しい地域社会をつくることを目的とした
「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」があります。

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課

電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710





寄附の活用

皆さまからお寄せいただいた寄附金は、「世田谷区犯罪被害者等支援等基金」に積み立てられ、以下のような取組みに活用します。

支援の実施

犯罪被害を受けた方々の早期回復・生活再建に向けた支援に活用します。



経済的支援

- 遺族弔慰金
- 重傷病支援金
- 遺族子育て支援金
- 性犯罪被害者支援金



相談支援

- 弁護士相談費用助成
- カウンセリング費用助成



居住支援

- 宿泊費用助成
- 転居費用助成



性犯罪被害を受けた方への緊急支援

- 医療機関や警察等への同行
- 医療費の助成



家庭生活・社会生活継続支援

- 配食サービス
- 移動費用助成
- 食事費用助成
- 就労準備費用助成
- 家事・介護等費用助成
- 修学費用助成
- 一時保育・預かり費用助成
- ごみ訪問収集



犯罪被害者等支援に関する詳しい情報は
[こちら](#)

理解の促進

二次被害防止や犯罪被害者等支援の必要性について理解促進を図る啓発事業に活用します。



寄附の方法

ポータルサイト

インターネット経由でお申込みや寄附が完了します。

寄附方法：クレジットカード、マルチペイメント、納付書、銀行振込等

オンライン手続

専用のページからお申込みできます。

寄附方法：納付書、銀行振込

郵送・電話・ファクシミリで

まずは人権・男女共同参画課までご連絡ください。

寄附方法：銀行振込等
電話：03-6304-3453

窓口で

まずは人権・男女共同参画課までご連絡ください。

寄附方法：現金
電話：03-6304-3453

寄附の詳しい方法はこちらをご確認ください

※本寄附金は、寄附金控除（ふるさと納税）の対象となります。所得税及び住民税の控除の適用を受けることができます。

